

第8条（返金条件）

採用人材が入社後、明らかに採用人材の責による解雇または自己都合による退職をした場合、
乙は甲へ、行政書士費用を抜いた成功報酬額の内、以下の金額を返金する。

1カ月以内・・・・・・・・・・・・・・・・成功報酬の70%

1カ月超え3カ月以内・・・・・・・・成功報酬の50%